

利用料金の減額及び免除に関する基準について

原山公園再整備運営事業により設置する新施設（屋外プール、駐車場、かもめ広場（多目的スペース）及び屋内施設）については、有料施設とするため、平成29年8月開催の堺市議会に堺市公園条例（以下「条例」という。）の改正議案を上程する予定である。

したがって、利用料金の減額及び免除に関する基準の制定は、改正条例の議決後になるため、想定している利用料金の減額及び免除の内容を次のとおり示す。

1 条例第5条の許可に係る利用料金の減額及び免除並びにその額

- (1) 本市又は条例第25条の規定により公園等を管理する指定管理者が主催する行事又は事業のために使用するとき。 全額
- (2) 国、地方公共団体、公共団体、公益団体、公共的団体その他公益的団体において、公共公益事業の用に供するとき。 別表に掲げる額
- (3) 市の事務、事業を補佐、代行する事業又は本市施策の推進に寄与するものと認められる事業の用に供するとき。 全額
- (4) 公園施設を寄附する団体又は個人が、その寄附に関連して公園を使用するとき。 全額

別表

申請者		減免額
国	府、省、庁、各種委員会等（国家行政組織法及び裁判所法に基づき設置される機関）	全額
地方公共団体	都道府県、市町村、特別区、市町村が設置する事務組合（消防組合、水防組合等）、財産区、地方開発事業団等	全額
公共団体	独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社、堺市住宅供給公社、堺市土地開発公社、土地改良区、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等	全額
公益団体	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市内にある学校法人（別途、副申が必要） ・堺市内にある社会福祉法人（別途、副申が必要） ・堺市に事務局を置く公益財団法人、公益社団法人及び財団法人等のうち公益性の高い団体（公益財団法人堺市公園協会、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団、公益社団法人堺観光コンベンション協会、公益財団法人堺市文化振興財団等） 	全額
公共的団体	自治会、老人会、子供会、婦人会、青年団その他これらに類する団体	全額
公益的団体	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市内にある生徒、児童又は園児の教育、育成、保育を目的とする団体（別途、副申が必要） ・堺市内にある社会福祉団体（別途、副申が必要） ・その他、関係課からの副申がある団体 	全額

2 条例第16条の有料施設の使用許可に係る利用料金の減額及び免除並びにその額

・屋外プール

- (1) 条例施行規則別表第7の1プール使用料の項備考第2号の表の団体（就学の始期に達しない者を除く。） 当該区分に適用する割引率
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者1人を含む。）が利用するとき。 全額
- (3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者1人を含む。）が利用するとき。 全額
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者1人を含む。）が利用するとき。 全額
- (5) 65歳以上の者が利用するとき。 半額